

年頭のご挨拶

新年、明けましておめでとうございます。



今年は東京オリンピックの開催される年です。前回1964年の東京大会の頃、私は中学2年生でした。レスリングや柔道、体操や女子バレーと日本選手がどんどん金メダルを取っていく活躍ぶりに、大いに心が躍った毎日でした。あれ以来数多くの国が誕生し、そうした国々からも選手団がやって参ります。どんなドラマが生まれるのでしょうか。

また、当時は日本国中が建設ラッシュに沸いておりました。国立競技場や武道館が建設され、新幹線やモノレール、高速道路が開通し、近代的なホテルも整備されました。この先、時代はどう変わっていくのかと、こちらも期待を抱いたものでした。

54年を経た今、社会情勢は大きく変わり、様々な問題が山積しております。右肩上がりだったあのころとは違います。人事労務、社会保険、労働法制など私たちが営みとする分野でも同じです。これから先の時代をしっかりと読み取り、効果的な行動に移せるよう判断し、お客様により一層価値のある情報を提供し、お手伝いをしていかなければなりません。

社会保険労務士法人サト一も、3月で事務所開設35年を迎えます。その中で職員もだんだんと増えて、今では70人近くにまでなりました。当然、年年に多くのお客様とのご縁もいただいて来た訳です。このご縁をより一層深いものにして参りたいと思います。

職員一人一人の個性を伸ばしながら、そして新しいことにもチャレンジしながら、一同、精一杯頑張ります。どうぞ今年もよろしくお付き合いください。

年頭にあたり、皆様のご多幸と事業の発展をお祈りいたします。



令和2年元旦

代表社員 佐藤 克則



おしながき

- ▶年頭のご挨拶 ... P 1
- ▶1月よりハローワークのサービスが変わります ... P 2
- ▶判例紹介「転勤命令」 ... P 3
- ▶お客様紹介「株式会社ポップジャパン」 ... P 4
- ▶スタッフ紹介 ... P 4

1月・2月の労務/税務

- 1月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 1月31日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告書の提出(10月~12月)
 - 固定資産税の償却資産に関する申告
 - 法定調書の提出(源泉徴収票・報酬等支払調書・合計表)
 - 給与支払報告書の提出(1月1日現在)
- 2月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格届の提出
- 3月2日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出

1月よりハローワークのサービスが変わります

2020年1月より、ハローワークのシステムとインターネットサービスが新しくなります。今後の求人の申込み等がインターネットサービスの利用で、より便利になりますのでご紹介します。

①

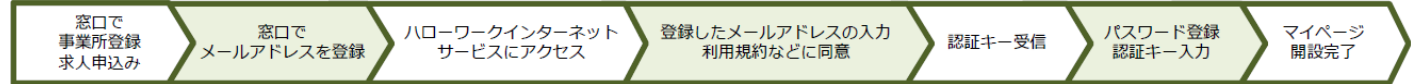
新サービス「求人者マイページ」

(原則として、2020年1月以降に受理された求人に限る)

求人者マイページを開設すると、会社のパソコンから、以下のサービスを利用することができます。

- ①求人の申込み
- 募集人数・選考方法・仕事内容・賃金などを入力し、申込内容をハローワークで確認後に受理・公開。
- ②申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更等
- ③事業所外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開
- 登録情報の変更等、インターネット上から直接、最新情報の掲載が可能に
- ④ハローワークからの求人者の紹介状の確認、選考結果を登録
- ハローワークとの、応募者に関する連絡もインターネット上で行うことが可能に
- ⑤メッセージ機能（応募者とのやりとりが可能）
- 「求職者マイページ」を登録している応募者とは、メッセージでの直接連絡が可能に
- ⑥求職情報検索
- 希望条件、経歴、資格などの情報を公開している求職者が検索可能に
直接のコンタクトはできないため、ハローワークに相談すること

求人者マイページの開設手順（ハローワーク窓口にて）



1月からはインターネット上での求人の申込みが可能となるため、ハローワークでの待ち時間もなく、会社のパソコンから直接入力によって求人情報の申込・変更も手軽に行えるため、人事担当者の負担軽減となります。

②

新しい求人票で、掲載情報がより詳細に

求人票の様式が、A4片面→A4両面に変更されるため、掲載する情報が増え、求職者に対してより詳細な情報を伝えることができるようになります。新たに登録可能な項目例は以下となります。

●職務給制度の有無及び内容	●36協定における特別条項の有無
●復職制度の有無及び内容	●特別条項を適用する場合の特別な事情・期間等
●駐車場の有無	●就業場所における屋内の受動喫煙対策の有無及び内容
●障害者雇用に関する項目	●外国人雇用実績の有無 など



その他にも、情報を細分化して登録するなど、新しい求人票は事業所の情報がよりわかりやすくなるように作成されています。しかし、逆に考えれば、求人票に載せる情報の詳細を精査する必要があり、情報の過少や漏れによって、他社の求人情報と比較されやすいということも考えられます。そのため、新しく求人票を出す前には、一度自社の求人情報の見直しをすることで始めると良いでしょう。

③

雇用保険適用窓口の受付時間が変更

雇用保険手続きの電子申請を促進するために、雇用保険適用窓口の受付対応時間が変更されます。

8：30～16：00

(以前は17:15まで)

受付時間が短縮されるため、この機会に、雇用保険関係の届出も電子申請への切り替えを検討してみませんか。

判例紹介「転勤命令」



東亜ペイント事件 (昭和61年7月14日：最高裁判所)

大阪に本社があり、全国に13箇所の営業所をもつ会社において、就業規則及び労働協約には「業務上の都合により従業員に転勤を命ずることができ、従業員は正当な理由なく拒否できない」旨の定めがあり、実際に、従業員の転勤が頻繁に行われていました。

Xは営業担当として、勤務地を限定することなく採用され、約8年間大阪で勤務していたところ、広島営業所への転勤を命じられたがそれを拒否し、名古屋営業所への転勤も拒否しました。そこで会社は、転勤命令拒否が就業規則に規定する懲戒事由（業務命令違反）に当たるとしてXを懲戒解雇しました。

Xは、転勤命令の無効と懲戒解雇の無効を主張して訴訟を提起しました。

判決：転勤命令及び懲戒解雇は有効（労働者側敗訴）

転勤命令の法的根拠

- 本事件の場合、
- ①就業規則又は労働協約には業務上の都合により転勤を命ずる旨の定めがある
 - ②実際に転勤が頻繁に行われている
 - ③労働契約成立時に勤務地を限定する旨の合意はない（特約なし）

転勤命令の要件

以上を理由として、**会社は個別の同意なしにXの勤務場所を決定し、転勤を命じて労務の提供を求める権限を有するものというべきである**という判決に至りました。転勤命令を会社が行うためには、上記3つの要件が充足されている必要があります。

転勤命令の権利濫用

会社は業務上の必要に応じて転勤命令をすることができますが、特に転居を伴う転勤は、労働者の生活に影響を与えるため、**転勤命令は無制約に認められるものではありません**。

以下の場合、転勤命令が権利の濫用と認められるため、無効となります。

- ①**転勤命令に業務上の必要性が在しない場合**
労働者の適正配置や業務運営の円滑化といった企業の合理的運営に寄与すると認められる事情があればよく、他の人材では替え難いといった特別の必要性までは求められていません。
- ②**転勤命令が不当な動機・目的に基づく場合**
例えば、退職に追い込むための転勤や、社長の経営方針に批判的行動をとった報復としての転勤を命じるような場合が該当します。
- ③**労働者に、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を及ぼす場合**
判例上、特に問題となりやすいのがこちらの場合です。一般的に、転勤によって単身赴任とならざるを得ないといった事情では「通常甘受すべき程度を著しく超える不利益」とまでは言えません。労働者が一人で家族複数人の看護・介護をしているような場合には不利益と認められる場合がありますが、極めて特殊なケースと言えます。

育児介護休業法上の配慮義務

育児介護休業法第26条では「**転勤によって、子の養育・家族の介護を行うことが困難となる労働者には配慮をしなければならない**」と**努力義務**が課せられています。指針においては「配慮」の内容として、本人の意向をしん酌することや、子の養育・家族の介護の代替手段の有無の確認等が挙げられています。

まとめ

転勤命令に際しては、あらかじめ就業規則に定めること等とは別に、**転勤の必要性について十分考慮することが大切です**。通常の転勤の場合、育児介護休業法のような配慮が求められていませんが、何も配慮をすることなく退職命令をした場合、そのまま退職してしまうといった人材流出のリスクもあります。転勤を命ずる際には、該当従業員との面談を行い、納得の上での転勤命令となるよう、会社として取り組んでいきましょう。

お客様紹介「株式会社ポップジャパン」



これだけはやっておくべき
採用活動3要素

今や採用力とは営業力、そして経営力の時代と言っても過言ではありません。



オリジナルグッズから
紙媒体・WEBコンテンツまで
POPのWEBから
目が離せない!!

1 ブース装飾!

残念な印象は絶対にNG!

企業説明会でのブースの完成度は、その企業を学生が知っていても、知ってなくても、企業のブランディングに関わるとても大事な見せ場になります。明瞭で明快、そして企業の魅力をいかに伝えることができるか!? 様々な注目ポイントをおさえた総合提案が出来るポップジャパンにお任せください。



完成イメージの分かりやすい
企画書でご提案します。

2 リーフレット!!

会社案内とは別物です!!

採用情報リーフレットは一般的な会社案内とは注目すべきポイントが違います。採用活動のノウハウを持つポップジャパンなら、情報の整理はもちろんの事、伝えるべき内容、伝えたい内容を、的確なキャッチコピーとグラフィックデザインで、完成度の高い採用専用リーフレットを仕上げる事が出来ます。



3 ホームページ!!!

既に作っていても見直しを!!

「見ればもっと知りたくなる」採用情報専用サイトを作り上げていきます。既存のホームページのリニューアルも可能です。しっかりとしたコンセプトを持つデザインと操作性の高さを兼ね備えた見る人にうれしい採用情報専用ホームページはポップジャパンにお任せください。



採用活動で困って悩んでいる時間をもったいない!!

株式会社 **ポップジャパン**
お気軽にお問い合わせください。ご相談だけでも大歓迎です。

〒731-3168 広島市安佐南区伴南 2丁目 5-19-26 西風新都セントラルシティ産業団地
TEL (082) 811-8500 FAX (082) 811-8501

株式会社ポップジャパン様は、当社の顧問先企業様です。

スタッフ紹介

広島事務所
ITチーム
清水 義彦
(しみず よしひこ)

血液型: A型
趣味: スキー
アウトドア

昨年3月にサトーITチームへ入社致しました。前職では、SEとしてお客様のITを通じたシステム改善に携わっておりました。企業の人と業務においてITを利用した業務効率化に興味があります。お客様の業務効率化にお役立ちできるよう日々努力を重ねてまいりますので今後ともよろしくお願い致します。



社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)
電話: 082 (546) 2080 FAX: 082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町6F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)
電話: 03 (5829) 8982 FAX: 03 (5829) 8983